令和７年度

LINE 申請
できます！

禁煙外来治療費を一部助成をします！

対 象 者	・満２０歳以上の市民　※妊娠中及び授乳中の方は除く ※妊娠中及び授乳中の方は、治療による母体や子どもへの影響を考慮し、助成対象外としています ・過去に助成金の交付を受けたことがない方
助成内容	禁煙外来治療に要した費用の自己負担額（※保険適用後）の２分の１（上限１万円、１人１回限り） ただし、治療を完了出来なかった場合は助成の対象にはなりません
定　　員	先着５０名
登録申請 受付期間	令和７年４月１日 ～　１２月２６日
申請方法 （①～③のいずれか）	① ＬＩＮＥ（廿日市市公式アカウント） ② 窓口（健康福祉総務課） ③ 郵送 治療開始前に手続きが必要です

ＬＩＮＥ申請は
こちらから
（マイナンバーカードが必要です）

《申込・問合せ先》

廿日市市健康福祉部　健康福祉総務課　健康づくり係
〒738-8512
廿日市市新宮１－１３－１
山崎本社　みんなのあいプラザ　３階
電話：(0829)20-1610

廿日市市　禁煙　助成　検索

申請から助成までの流れについては、裏面をご覧ください

～ 禁煙外来治療費助成の流れについて ～

① 登録申請をする

ＬＩＮＥ、窓口（健康福祉総務課）または郵送のいずれかで申請書を提出
（※郵送の場合は事前にお電話ください）

必ず治療開始前に
手続きが必要です

② 登録決定

登録審査結果通知書を送付します

③ 禁煙外来での治療開始

医療機関にて治療開始
12 週間に５回の禁煙治療に健康保険が適用されます
（※治療を完了できなかった場合や中断した場合は、助成の対象にはなりません）

④ 禁煙外来での治療終了

医療機関や薬局で発行された領収書、明細書は助成金申請時に必要になるため、
捨てずに全て保管してください（※紛失された場合は助成できない場合があります）

⑤ 助成金の交付申請

治療終了後、速やかに窓口で助成の申請をしてください
次の書類を窓口へ提出

- 禁煙外来医療費、薬剤費の領収書及び明細書（原本）
- 禁煙外来治療完了証明書
- 禁煙外来治療費助成金交付申請書兼請求書
- 廿日市市口座振替依頼書

⑥ 助成金の振込

申請書類確認後、約１か月で指定の口座へ振り込みます

廿日市市内で禁煙外来治療を掲げている医療機関　　令和 7 年 3 月 21 日現在

医療機関名	住所	連絡先
アマノリハビリテーション病院	陽光台 5-9	37-0800
あわや内科クリニック	佐方 4-4-13	34-0288
大野浦病院	丸石 2-3-35	54-2426
きむら内科・小児科医院	阿品台 4-17-31	39-2238
くろさきクリニック	大野中央 5-1-43 大野ﾒﾃﾞｨｶﾙﾋﾞﾙ 3F	30-6805
四季が丘クリニック	四季が丘 5-13-7	39-5005
廿日市市吉和診療所	吉和 1771-1	77-2780
廿日市野村病院	宮内字佐原田 4209-2	38-2111
平田内科小児科医院	阿品台 4-1-26	39-1155
広島県厚生農業協同組合連合会　廣島総合病院	地御前 1-3-3	36-3111
宮島クリニック	宮島町 1185-1	44-1770

※　現在、禁煙治療に使用される一部医薬品が出荷保留となり、医療機関によっては一時的に治療を中止している可能性があります。治療が可能かどうか、事前に受診予定の医療機関へ確認をお願いします。

廿日市市以外の禁煙治療を受けられる医療機関はこちら／日本禁煙学会より